

令和4年度監査結果 サービス種別：訪問介護

申請者名	事業所所在地	事業所名	監査日	勧告の内容	措置 (勧告に対する是正状況)	備考
株式会社 一期一会	土佐市	訪問介護サービスステーション すずめ	R2.12.17 ～ R4.1.28	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定訪問介護を提供した際には提供した日時、具体的なサービス内容等を確実に記録するよう、具体的な改善を図ること。 2 サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るよう徹底すること。 3 管理者は、上記1・2を従業者に遵守させるため必要な指揮命令を適切に行うこと。 	改善済	問合先 長寿社会課
				文書による指摘の内容	措置 (指摘に対する是正状況)	備考
				<ol style="list-style-type: none"> 1 訪問介護員等の員数について、常勤換算方法で2.5以上配置していない期間が認められた。 2 重要事項説明書において、次の(1)から(3)が認められた。 (1)重要事項説明書に不足する事項(運営規程の概要(事業の目的)、訪問介護員等の勤務の体制及び提供するサービスの第三者評価の実施状況)がある (2)指定訪問介護の提供の開始に際し、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付していない事例がある (3)指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ていることが明確でない事例がある 3 サービスの提供の記録において、実態と相違するサービスの提供の記録が認められた。 4 訪問介護計画に不足する事項(担当する訪問介護員等の氏名、提供するサービスの所要時間及び日程)が認められた。 5 訪問介護計画の変更について、説明及び交付をサービス提供責任者が行っていない事例が認められた。 6 管理者及びサービス提供責任者がその責務である必要な管理及び指揮命令を行っていないことが認められた。 	改善済	問合先 福祉指導課

			<p style="text-align: center;">文書による指摘の内容</p>	<p style="text-align: center;">措置 (指摘に対する是正状況)</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>
			<p>7 勤務表において、次の(1)から(3)までが認められた。 (1) 訪問介護員等の勤務の体制を定めた予定の勤務表を毎月作成していない (2) 実態と乖離している実績の勤務表を作成していた (3) 勤務表に不足する事項(常勤・非常勤の別)がある</p> <p>8 当該事業所の訪問介護員ではない者によって指定訪問介護を提供していたことが認められた。</p> <p>9 訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保していないことが認められた。</p> <p>10 重要事項を事業所の見やすい場所に掲示していないことが認められた。</p> <p>11 提供した具体的なサービスの内容等の記録を保存していない事例が認められた。</p> <p>12 介護報酬の額の算定に当たり、次の(1)から(6)のとおり、不適切な事例が認められた。 (1) サービスを提供していないにもかかわらず、訪問介護費を算定 (2) 前回提供した指定訪問介護からおおむね2時間未満の間隔で行われた指定訪問介護について、それぞれの所要時間を合算せずに訪問介護費を算定 (3) 実際に提供したサービスの時間より長い時間で訪問介護費を算定 (4) 実際に提供したサービス内容と異なるサービス区分で訪問介護費を算定 (5) 生活援助中心型のサービスを15分しか提供していないにもかかわらず、所要時間20分以上45分未満の場合の訪問介護費を算定 (6) サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った記録又は指定訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した記録がないにもかかわらず初回加算を算定</p> <p>13 生活援助中心型の単位の算定に当たり、居宅サービス計画に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容について記載のない事例が認められた。</p>	<p>改善済</p>	<p>問合先 福祉指導課</p>